

当初計画から令和6年度の取組内容等に変更のある事務事業等一覧

1 分野別計画・個別計画等で新たに設定した目標値も活用して評価するよう変更した施策・事務事業									
(1) 施策									
政策	施策	指標名称	実施計画上 の目標値			分野別計画・個別計画等の内容			
						計画名称	新たに設定した 目標値	設定理由・考え方	
政策1-4	施策1-4-4 障害福祉サービスの充 実	日中活動系サービ スの利用者数	R7	7,254	人／月	障害者福祉計画 (第5次かわさきノーマ ライゼーションプラン改訂 版)	(7,839)	人／月	令和3・4年度における就労系サービスの事業所数の増、利用者 ニーズの高まり等の実績を踏まえ、R5年度に策定した「障害者福祉 計画」における目標値を設定し直したため。
		グループホームの 利用者数	R7	1,819	人／月	障害者福祉計画 (第5次かわさきノーマ ライゼーションプラン改訂 版)	(1,846)	人／月	令和3・4年度におけるグループホームの事業所数の増、利用者ニ ーズの高まり等の実績を踏まえ、R5年度に策定した「障害者福祉計 画」における目標値を設定し直したため。
政策5-2	施策5-2-1 平等と多様性を尊重し た人権・平和施策の推 進	子どもの権利に関 する条例の認知度 (子ども)	R7	55	%	第7次川崎市子どもの権 利に関する行動計画	(63)	%	「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」策定時の令和4年 度における「川崎市子どもの権利に関する条例の認知度」が令和7 年度目標値を超える又はこれに近い実績となったことを踏まえ、行 動計画において目標値を設定し直したため。
		子どもの権利に関 する条例の認知度 (大人)	R7	44	%	第7次川崎市子どもの権 利に関する行動計画	(46)	%	
(2) 事務事業									
政策	事務事業(施策)	指標名称	実施計画上 の目標値			分野別計画・個別計画等の内容			
						計画名称	新たに設定した 目標値	設定理由・考え方	
政策1-6	良質な医療の提供を担 う人材の確保・育成事 業 (施策1-6-2:信頼され る市立病院の運営)	看護学校学生の実 習受入延数	R6	1,160	人	川崎市立病院中期経営 計画2024-2027	(900)	人	これまで多くの学生実習生を供給して来た近隣看護学校の閉校等 により、市立病院での実習を行う学生数が減少したことから、令和5 年度策定の「中期経営計画」において目標値を設定し直したため。
			R7	1,160			(900)		

※ 第3期実施計画の進行管理においては、実施計画上の目標値を基本としつつ、分野別計画・個別計画等で新たに設定した目標値を活用して評価を行います。

2 当初計画から令和6年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業									
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている令和6年度の取組内容			計画上の変更箇所			
						変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由		
政策1-1	1-1-1	放射線安全推進事業	①環境中の放射性物質モニタリングの実施(2地点)及び結果の公表 ②放射線測定器の貸出しの実施(4件)			③多摩川河川敷除染物の保管の実施【資源物・ごみ処理事業から移行(令和6年度)】	多摩川河川敷除染物については、これまでごみ焼却灰と併せて保管していましたが、ごみ焼却灰の処理が令和5年度に完了したことから、処理方法が策定されていない多摩川河川敷除染物のみ保管を継続する必要があるため、本事業に移行することとしました。		
政策1-1	1-1-1	港湾施設改修(防災・減災)事業	①千鳥町7号改修工事の推進			①千鳥町7号の施設点検・関係者調整【変更(令和6年度)】	千鳥町7号岸壁の施設点検の結果、直ちに更新すべきほどの老朽化は進んでいないことが確認されたため、同岸壁の改修工事は今後の点検結果等を踏まえ実施することになりました。		
政策1-1	1-1-4	消防署所改築事業	①消防署所の整備・維持管理の考え方に基づく整備の推進			②個別施設整備の方向性の検討【変更(令和5年度完了目標としていた取組) ③宮崎出張所改築工事【変更(令和5年度完了目標としていた取組)】	②前提となる消防署所の整備・維持管理の考え方について、令和4年夏以降の救急需要の大幅な増加により、これを踏まえた施設整備の検討を行った上で策定する必要が生じたため。 ③建築業における労働環境の確保等のため、工期を見直したため。		
政策1-1	1-1-4	危険物施設等規制事業	①危険物保有事業所への立入検査の実施(立入検査実施数:年430か所以上) ②危険物保有事業所の安全担当者講習会の開催(受講者数:年200人以上) ③特定事業所の特定防災施設等の地震津波対策の応急措置の実施を指導 ④ガイドラインを活用した風水害対策の充実強化 ⑤高圧ガス保安法、火薬類取締法及び液体石法の事務・権限の移譲に伴う事務の実施 ・高圧ガス保安法(コンビナート地域除く)、火薬類取締法及び液体石法の権限移譲に伴う事務執行体制の確保及び立入検査の実施 ・高圧ガス保安法(コンビナート地域)の権限移譲に向けた果との調整			③削除【事業完了(令和4年度)】	③全ての特定事業所の特定防災施設等の地震津波対策の応急措置に係る対策等が完了したことを令和4年度に確認済みのため		
政策1-1	1-1-4	庁舎等整備事業	①消防署所の整備・維持管理の考え方に基づく庁舎等の整備の推進及び緊急を要する補修工事の実施 ②消防署所の整備・維持管理の考え方に基づく消防団器具置場の整備の推進及び緊急を要する工事の実施			②消防団器具置場の整備の推進及び緊急を要する工事の実施【変更(令和6年度)】	②当初、消防団器具置場について、整備・維持管理の考え方(以下「考え方」という)を作成することとしていたが、各々の器具置場で地域の実情などが大きく異なり、体系的に考え方を整理することが困難のため、考え方の範囲外として個別の状況等を勘案したうえで適切に対応することとした。		
政策1-1	1-1-4	航空関係業務	①操縦訓練、救助訓練、消火訓練など各種航空・消防訓練の実施 ②消防ヘリコプターの自隊による定期点検及び委託業者による点検の実施並びに航空法の指導基準に適合した安全性及び環境保全のための耐空証明取得 ③新規に採用した操縦士・整備士の運航に必要な資格取得 ④「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に対応した365日24時間運航体制の確立に向けた研究及び検討の実施			③新規に採用した操縦士の運航に必要な資格取得【変更(令和6年度)】	③新規に採用した整備士の運航に必要な資格取得は、令和4年度で完了し、その後に整備士の採用は予定されていないため。		
政策1-1	1-1-5	五反田川放水路整備事業	記載なし			土木施設工事	工事で仮設搬入路の設計、及び現場内で複数の工事が行われており、その調整等により不測の時間を要したため。		
政策1-1	1-1-5	河川施設更新事業	①平瀬川護岸改修事業の優先対策区間の計画的な更新工事 ②検討に基づく取組の推進 ③河港水門周辺の土地利用に関する検討			②河港水門と高規格堤防の一体整備に向けた検討	②河港水門の取扱いには現地に保存する方針に決定しましたが、国の高規格堤防事業が1年延期されたため、その間に一体整備に向けた検討を実施することとなりました。		
政策1-2	1-2-3	ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業	①利用環境の向上及び普及促進に向けた取組の推進 ②拠点駅周辺整備等の機会を捉えた乗り場整備に向けた調整(大師橋駅前広場整備完了)			②拠点駅周辺整備等の機会を捉えた乗り場整備に向けた調整	京浜急行大師線連続立体交差事業の作業ヤード引渡しの遅延により、大師橋駅前広場の整備完了年度が遅れる見込みとなったため		
政策1-2	1-2-3	鉄道駅ホームドア等整備事業	①ホームドア等の整備促進に向けた鉄道事業者との協議、調整			②補助制度等を活用したホームドア整備の促進(ホームドア整備:5線(JR南武線 川崎駅、武蔵溝ノ口駅(本線2線、副本線1線)の整備完了)	世界的な半導体不足の影響により、ホームドア整備完了が、川崎駅は令和5年度から、武蔵溝ノ口駅は令和4年度からそれぞれ令和6年度に変更となったため。		
政策1-2	1-2-4	河川・水路維持補修事業	①計画に基づく補修や維持管理の推進 ②上河原堰堤の耐震補強工事及び扉体の長寿命化工事			②上河原堰堤の事業化に向けた手続きの推進	上河原堰堤については、令和5年度にあり方の検討を行い、耐震補強・補修で長寿命化する方針を定め、令和6年度は予算要求に向けた手続きや河川管理者等との協議を実施するため。		

2 当初計画から令和6年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業						
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和6年度の取組内容	計画上の変更箇所		変更の理由
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)		
政策1-3	1-3-1	主要施設の更新・耐震化事業	①主要な水道施設の更新・耐震化の推進 ・千代ヶ丘配水塔1号塔更新の完了 ・長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化の推進 ②災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等の推進 ・千代ヶ丘配水塔への整備の完了(災害時の確保水量:16.6万m3)	①主要な水道施設の更新・耐震化の推進 ・千代ヶ丘配水塔2号塔の耐震化の完了【変更(令和4年度完了目標としていた取組)】 ・千代ヶ丘配水塔1号塔更新の着手【変更(令和6年度に完了目標としていた取組)】 ・長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化の推進 ②災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等の推進 ・千代ヶ丘配水塔への整備の推進【変更(令和6年度に完了目標としていた取組)】		工事に伴い発生する騒音・振動に対し、強い陳情を受けたことに伴い、低振動・低騒音の施工方法等の検討、施工計画の見直しに時間を要したこと。施工方法変更による進捗率低下により、千代ヶ丘配水塔2号塔耐震化の工期を延長するとともに、2号塔への緊急遮断弁の整備及び1号塔更新を延期しました。
政策1-3	1-3-1	送・配水管の更新・耐震化事業	①老朽化した送水管・配水管の計画的な更新の推進 ・送水管・配水管の更新の推進 ・水道基幹管路のバックアップ機能強化のための二重化・ネットワーク化の推進 ②優先度等を考慮して選定する「新たな重要な管路」※の耐震化の推進 ・耐震化の推進 ③更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化の推進 ・配水管の更新・耐震化の推進 ④なし(令和5年度に完了予定であったもの) ⑤応急給水拠点の利便性の向上の推進 ・整備の推進 ※災害救助活動における給水の重要性を考慮した重要な施設への供給ルート等のこと。	③更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化の推進 ・配水管の更新・耐震化の推進(「震災時に被害が懸念される老朽配水管」を含む)【変更(令和5年度)】 ④給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備の推進 ・市立小・中学校1校の整備の完了【変更(令和5年度完了目標としていた取組)】 ・配水塔1箇所の整備の推進【変更(令和5年度完了目標としていた取組)】 ⑤応急給水拠点の利便性の向上の推進 ・整備箇所の検討【変更(令和5年度完了目標としていた取組)】		③「重要な管路」のうち、震災時に被害が懸念される老朽配水管については、周辺管路の老朽度等を考慮しながら効率的に耐震化を推進するため、令和5年度より③の取組に含めました。 ④市立小・中学校1校については、教育委員会による校舎増築その他工事の遅延により、令和6年度の整備完了に向けて取組を推進するため。また、配水塔1か所については、配水塔更新工事の工期延期により、令和7年度中の整備完了に向けて取組を推進するため。 ⑤令和5年度に人口分布や被害想定と拠点の配置状況等を分析し、拠点の追加整備の必要性について検討を行いました。さらなる多角的な分析が必要と判断し、次期上下水道事業中期計画策定に向け、令和7年度まで検討を継続します。
政策1-3	1-3-2	浸水対策事業	①重点化地区における雨水管きよなどの整備の推進 ・重点化地区(三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区)における浸水対策の推進 ②局地的な浸水面所における対策の推進 ・排水樋管周辺地域における浸水シミュレーションに基づく浸水対策の推進 ・個別の状況確認を踏まえた対策の推進 ③下水道施設の浸水対策(耐水化)の推進(江川ポンプ場など)	③下水道施設の浸水対策(耐水化)の推進 ・耐水化計画の見直しに向けた検討【変更(令和6年度)】		③国が洪水浸水想定深を見直したことから、耐水化計画の見直しに向けた検討を実施するため。
政策1-3	1-3-2	合流式下水道の改善事業	①なし(令和5年度に完了予定であったもの) ②合流式下水道の改善事業の評価 ・事後評価	①合流式下水道の改善の推進(合流式下水道改善率:100%)【変更(令和5年度完了目標としていた取組)】 ・六郷運集幹線の整備完了 ②実施なし【令和7年度に延期】		①六郷運集幹線工事の工期延長により完了年度が令和6年度となったため。 ②合流式下水道の改善事業の完了後に事後評価を行うため。
政策1-4	1-4-1	介護予防事業	①地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施 ・要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施 ・要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成 ②介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援 ・地域における担い手の発掘 ・介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 ③介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 ④自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 ・介護予防や重度化防止に向けた「いい元気広場事業」によるフレイル予防の普及啓発 ④地域リハビリテーション支援拠点による介護予防の推進に向けた支援の実施 ・地域リハビリテーション支援拠点の取組効果と実施体制の検証 ・地域リハビリテーション支援拠点によるケアマネジャー支援、地域の介護予防活動の支援 ・相談支援・ケアマネジメント会議との連携による研修等の実施	②介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援 ・地域における担い手の発掘 ・介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 ・介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 ・要支援高齢者等の自立支援・重度化防止に向けた介護予防・日常生活支援総合事業の再編【令和6年度変更】		かわさきいきいき長寿プランで重点目標としている自立支援・重度化防止の取組強化のため
政策1-4	1-4-3	高齢者外出支援事業	①バス優待乗車証の発行など、高齢者外出支援乗車事業の実施 ②ICTを活用した新たな外出支援施策の実施 ③持続可能な制度への見直しの実施 ④福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	②ICTを活用した新たな外出支援施策の実施に向けた準備【変更(R6年度)】 ③利用実態と事業費推移シミュレーションに基づく制度見直しの検討【変更(R6年度)】		「取組内容の実績等」に記載した要因により、利用実態の把握と事業費シミュレーションの推計が令和5年度に後ろ倒しになったため。
政策1-4	1-4-3	生涯現役対策事業	①シニアパワーアップ推進事業の実施 ・自己啓発講演会(年1回) ・シニア向け講座(傾聴講座1回、パソコン・スマートフォン講座6回) ・情報誌の発行(年4回) ②全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣(21種目、約150名)いきがい・健康づくり等普及啓発事業の推進(講演会開催回数:1回) ④敬老祝品の贈呈及び見直しの実施、市長敬老訪問の実施 ⑤老人福祉普及事業の実施 ⑥外国人高齢者支援の実施	①シニアパワーアップ推進事業の実施 ・情報誌の発行(年4回)→(年2回)		シニアパワーアップ推進事業の情報誌の発行については、効率的な執行のために発行回数を年4回から年2回に変更するとともに、記事の充実を図るためにページ数を12ページから16ページに増やしました。
政策1-4	1-4-6	市営住宅等ストック活用事業	①「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効果的な整備・管理の推進(取組の推進、進行情形) ②計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進(建替え・改善等実施着手棟数:10棟、完了棟数:10棟) ③「地域包括ケアシステム」の構築に資する大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用(提供公園や社会福祉施設用地の創出:1団地)	②計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進(建替え・改善等実施着手棟数:10棟、完了棟数:9棟)【変更(令和5年度)】 ③「地域包括ケアシステム」の構築に資する大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用(提供公園や社会福祉施設用地の創出:0団地)【変更(令和5年度)】		②令和5年度の工事入札不調により、着工時期の見直しを行い工事完成時期を変更したため【1棟】(令和5年度着手、令和7年度完成) ③令和5年度の工事入札不調により、着工時期の見直しを行い工事完成時期を変更したため(提供公園引渡し令和7年度)
政策1-4	1-4-6	市営住宅等管理事業	①「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な維持管理 ②住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進及び新制度の運用開始 ③管理代行業務・モニタリングの実施及び管理代行業務の検証、次期管理方式の検討 ④地域と連携した入居支援の取組の検証 ⑤特定公共賃貸住宅の運営の方向性整理に基づく取組の推進 ⑥市営住宅等の使用に関する適正管理(使用料収入率(現年):99.55%。使用料収入率(過年):13.06%) ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営(198区画) ⑧市営住宅の空き駐車場を活用したコインパーキングの拡充に向けた調整、公募の実施	②新制度の運用開始に向けた条例改正手続きや関係機関等への周知等の実施【変更(令和5年度)】 ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営(215区画)【変更(令和5・6年度)】 ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営(225区画)【変更(令和7年度)】		②新制度の運用開始に向けて、関係機関等へ周知等を徹底した上、制度を開始する必要があるため。 ⑦目標を上回る実績となっていることから、区画数の増加を行うため。

2 当初計画から令和6年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業						
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和6年度の取組内容	計画上の変更箇所		
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由	
政策1-4	1-4-6	空き家利活用 推進事業	①「第2期川崎市空家等対策計画」に基づく取組の推進 ②検証を踏まえた相談体制の強化 ③専門家団体等と連携した空家化予防等に向けた普及啓発の実施 ④空家化の予防等に向けた新たな支援制度の取組の推進 ⑤空家状況把握のための調査 ⑥検証を踏まえたマッチング制度の実施 ⑦管理不健全化した空家等への対応の推進	④空家化の予防等に向けた新たな支援制度 の構築に向けた検討 ⑤空家マッチング制度の試行実施 ⑧「第2期川崎市空家等対策計画」の一部 改定に向けた検討	④令和5年度及び6年度で、解体一括見積サー ビスサイト運営 会社と協定を締結し、解体促進に向け実証実験 を実施しており、 実績に基づいた検討が必要となるため。 ⑥R3～R6.1現在、マッチングが成立してい ないため ⑧空家等対策の推進に関する特別措置法の一 部改正	
政策1-4	1-4-7	公害健康被害 予防事業	①公害健康被害予防事業の実施 ・ぜん息児運動教室の開催 ・ぜん息児キャンプの開催 ・アレルギー相談、健康相談の実施 ・健康回復教室の実施 ・リハビリテーション事業の実施	・ぜん息児運動教室の開催【再開(令和6 年度)】 ・ぜん息児キャンプの開催【廃止(令和5 年度)】	総合的なアレルギー疾患対策を進める上で、 小児においては、 健康回復に向け、アレルギー疾患の早期発見 及び適切な治療に 繋がる取組が必要で、さらに、参加人数の減 少や費用対効果、 啓発効果等を考慮し見直しを実施しました。	
政策1-4	1-4-7	成人ぜん息患 者医療費助成 事業	①成人ぜん息患者医療費助成制度廃止に伴 う経過措置の実施 ②市アレルギー疾患対策推進方針を踏まえた 取組の実施	①気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の 増進に向けた取組の実施【変更(令和5 年度)】 ②アレルギー疾患対策基本法及び基本的な 指針に基づく本市のアレルギー疾患対策の 方向性の検討【変更(令和5年度)】	①他のアレルギー疾患との公平性の観点から 、特定の疾患に医 療費を助成し続けることは困難であると判断 し、制度については 令和6年3月末で廃止としました。なお、経過 措置として、令和6 年4月1日時点で有効な医療証をお持ちの方 などについては、 令和8年3月31日まで現行制度を継続する こととしました。 ②アレルギー疾患対策を取り巻く状況の变化 やこれまでの庁内 での検討を踏まえ、これからのアレルギー疾 患対策として、市方 針を策定しました。	
政策1-6	1-6-1	救急隊整備事 業	①救急需要の動向に応じた効率的・効果的 な救急隊の配置に向けた取組 ・北部地域増隊(王禅寺・宿河原)の効果 検証を踏まえた効率的・効果的な救急 隊の配置等に向けた調査・検討	①救急需要の動向に応じた効率的・効果的 な救急隊の配置に向けた取組 ・中部地域増隊(中原)の効果検証を踏ま えた効率的・効果的な救急隊の配置等に向 けた調査・検討【変更(令和6年度)】	令和5年度に北部地域増隊の効果を踏まえた 効率的・効果的な 救急隊の配置等に向けた調査・検討を行い、 令和6年度に中原 消防署、令和7年度に高津消防署に日中運 用の救急隊を配置 することとなり、今後はその効果検証を踏 まえた調査・検討を行う必要があるため。	
政策1-6	1-6-1	救急救命士養 成事業	①救急救命士の常時乗車体制の運用に向け た新規運用救急救命士の養成(養成数:年7 人以上) ②高度な救命処置が行える新規認定救急救 命士などの養成(養成数:年8人以上) ③川崎市立川崎病院ワークステーションの 段階的運用開始	③川崎市立川崎病院ワークステーション実 現に向けた運用方法の検討・調整【変更】 (令和5年度完了目標としていた取組)	③救命救急センター棟新築及び既存棟改修 工事の全体スケ ジュールが変更となり、令和7年度中に救 命救急センター棟が本格運用となる予定 であることから、救急ワークステーション の運用も令和7年度中となるため。	
政策1-6	1-6-1	血液対策事業	①献血キャンペーン期間を中心とした啓 発・広報活動の実施 ②若年層への献血知識の啓発活動の実施 ③血液対策連絡調整会議の運営(年1回) ④血液対策事業推進功労者の表彰	③を血液対策協議会から血液対策連絡調 整会議に変更	血液対策協議会を廃止し、血液対策連絡 調整会議に移行したため。	
政策1-6	1-6-2	川崎病院の運 営	①段階的な医療機能再編整備の検討・推進 (新築棟完成、既存棟改修) ②救命救急センターの運営と効率的な受入 体制整備の推進(救急患者受入数:30,300 人以上、救急搬送受入数:6,800人以上、 救急応需率(三次):97%以上、救急応需 率(二次):90%以上) ③プレホスピタル活動の充実(救急ワーク ステーションの段階的運用開始) ④災害時医療機能の充実・強化(病院危機 管理体制の充実、災害備蓄の充実) ⑤入院センターの活用(入院時支援加算算 定件数:2,300件以上) ⑥薬物療法の有効性・安全性の向上に資す る病棟薬剤師の配置と薬剤管理指導体制 の整備(薬剤管理指導料算定件数:22,500 件以上、薬剤師の病棟配置数:14病棟) ⑦川崎病院エネルギーサービス事業の推進 (運用管理) ⑧精神科医療の充実(精神保健指定医数:3 人以上) ⑨がん診療機能の強化・拡充(地域がん診 療連携拠点病院の指定、がん登録数(報告 値):1,570件以上、がん相談件数:320人 以上) ⑩認知症疾患医療センターの強化・拡充 ⑪新興感染症への対応 ⑫地域医療支援病院の運営と連携の推進(紹介率:80%以上、逆紹介率:125%以上、 PET-CT運用:1,100件以上)	①段階的な医療機能再編整備の検討・推 進(新築棟工事、既存棟改修) ③救急ワークステーション実現に向けた運 用方法の検討・調整 ⑤入院時支援加算算定件数:3,350件 ⑨がん相談件数:420人	・①③ 入札不調により工事着手時期が遅れたた め。 ・⑤⑨ 令和5年度策定の分野別計画において、実 績を考慮し、従来の数値を上回る新たな目 標値を設定したため。 ※第3期実施計画の進行管理においては、 実施計画上の目標値を基本としつつ、新 たな目標値も活用し評価を行います。	
政策1-6	1-6-2	井田病院の運 営	①救急センターの運営と効率的な受入体制 整備の推進(救急患者受入数:9,200人 以上、救急搬送受入数:2,700人以上、 救急応需率(二次):82%以上) ②災害時医療機能の充実・強化 ③薬物療法の有効性・安全性の向上に資す る病棟薬剤師の配置と薬剤管理指導体制 の整備(薬剤管理指導料算定件数:6,000 件以上、薬剤師の病棟配置数:8病棟) ④地域がん診療連携拠点病院の運営と診 療機能の充実(がん登録数(報告値):1,350 件以上、がん相談件数:3,100件以上、 緩和ケア患者受入数:500人以上) ⑤新興感染症への対応 ⑥地域医療連携の推進・強化(地域医療支 援病院の指定維持、紹介率:60%以上、 逆紹介率:80%以上、地域包括ケア病棟 稼働率:90%以上) ⑦在宅療養支援の推進・強化(在宅療養後 方支援病院登録患者数:340人以上)	①救急搬送受入数:3,100人 ③薬剤管理指導料算定件数:7,000件 ④がん相談件数:3,800件 緩和ケア患者受入数:680人	①③④ 令和5年度策定の分野別計画において、実 績を考慮し従来の数値を上回る新たな目 標値を設定したため。 ※第3期実施計画の進行管理においては、 実施計画上の目標値を基本としつつ、新 たな目標値も活用し評価を行います。	
政策1-6	1-6-3	予防接種事業	①予防接種の接種率の維持・向上 ②新型コロナウイルス感染症のまん延防止 のためワクチン接種の推進	②新型コロナワクチンの定期接種への移行 に伴う安定的な接種体制の構築【変更(令 和6年度)】	新型コロナワクチンについて、令和6年3月 で特別臨時接種が終了し、定期接種に位置 付けられたため。	
政策1-6	1-6-3	動物愛護管理 事業	①動物愛護と適正飼養の普及啓発の推進 ②多様な主体との連携によるプロジェクト を軸とした普及啓発や動物の保護・譲渡 の実施 (小・中学生等対象の動物愛護教室「いの ち・MIRAI教室」の実施:68回、市民公 開講座の実施:3回) ③動物由来感染症対策の実施 ④ペットの災害対策の強化	②多様な主体との連携によるプロジェクト を軸とした普及啓発や動物の保護・譲渡 の実施 (小・中学生等対象の動物愛護教室「いの ち・MIRAI教室」の実施:68回、市民公 開講座の実施:3回)【変更(令和6年度)】	対象を保育園児に拡大したため。	
政策2-1	2-1-1	子ども・若者未 来応援事業	①第2期子ども・若者の未来応援プランに 基づく取組の進行管理 ②子ども・子育て支援法に基づく計画の一 部改訂 ③「子ども・若者応援基金」を活用した事 業の実施	④子どもの意見を聴く/きくとして、「子ど も・若者の声」募集箱の管理・運営【新規 (令和4年度)】	④本市では、全国に先駆けて「川崎市子ど もへの権利に関する条 例」が施行され、川崎市子ども会議を始め とする様々な取組にお いて、子どもたちも大切な市民として、そ の声を受け止めてきた が、条例施行から20年以上が経過し、子 どもたちを取り巻く環 境等の変化も踏まえて、より幅広い子ど もへの声を聴くために、今の時代にあ わせた広聴制度の構築する必要があるた め。	
政策2-1	2-1-2	幼児教育推進 事業	①幼稚園型一時預かり事業の推進(R6.4 時点実施園数:41園)及び実施園におけ る預かり保育の長時間化・通年化の受入 年齢拡大の推進(新規実施園数:1園) ②認定こども園への移行促進(R6.4時点 認定こども園数:22園 移行園数:2園) ③幼稚園在園児の保護者への保育料等補 助(施設等利用費)の実施(助成児童数: 9,969人) ④幼稚園類似施設在園児の保護者への保 育料等補助の実施(助成児童数:171人) ⑤幼児教育巡回相談の実施	①幼稚園型一時預かり事業の推進(R6.4 時点実施園数:51園)及び実施園におけ る預かり保育の長時間化・通年化の受入 年齢拡大の推進(新規実施園数:1園)【 変更(令和5年度)】 ②認定こども園への移行促進(R6.4時点 認定こども園数:24園 移行園数:2園)【 変更(令和5年度)】	令和5年度の取組において当初計画よりも 事業実施園の増加・ 認定こども園への移行が進んだため	

2 当初計画から令和6年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業						
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和6年度の取組内容	計画上の変更箇所		
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由	
政策2-1	2-1-3	妊婦・乳幼児健康診査事業	①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 ②妊産婦健康診査の費用の一部助成の実施 ③各区地域まより支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施 ④聴覚及び視覚健診の実施 ⑤先天性代謝異常等検査事業の実施 ⑥乳幼児健康診査に受診者へのフォローの実施 ⑦医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援	①不妊治療の相談の実施【変更(令和5年度)】	①令和4年度から特定不妊治療が保険適用化されており、移行期間として行っていた令和3年度の治療開始分への補助が令和4年度で終了するため。	
政策2-1	2-1-3	母子保健指導・相談事業	①思春期の心と身体の健康教育の実施 ②各区地域まより支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 ③各区地域まより支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援 ④新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施 ⑤養育支援訪問(乳幼児訪問指導)の実施 ⑥産前産後におけるサポートの実施 ⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施	⑧出産・子育て応援事業の実施【新規(令和5年度)】	本事業においては、国において全ての市町村で実施することと示されており、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施していくこととする本事業の趣旨に鑑み、本市においても継続して実施していくため。	
政策2-1	2-1-4	小児ぜん息患者医療費支給事業	①小児ぜん息患者への医療費の一部の支給【廃止(令和5年度)】	制度廃止	「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえて、他のアレルギー疾患患者支援との公平性を保ちながら、幅広いアレルギー疾患対策をより安定的かつ持続可能なものとなるよう、今後施策を進めていくこととしたため。	
政策2-2	2-2-2	共生・共育推進事業	①各学校における授業の実施(年間6時間)の継続 ②「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施(年2回) ③ICTを活用したエクササイズと効果測定の実施 ④エクササイズ集を活用した取組の実施	①各学校における授業の実施(年間7時間)の継続	①援助希求態度を育てるため、従来の6時間に「SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を加えて、合計7時間とするため。	
政策2-2	2-2-3	学校施設長期保全計画推進事業	①「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事:23校 体育館の工事:16校 ②緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新	①「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事:26校【変更(令和6年度)】 体育館の工事:15校【変更(令和6年度)】	①工事実施校数について、校舎の増は、入札不調の影響により工事年度が令和5年度から令和6年度になるなどしたため。また、体育館の減は、隣接校との工事年度調整により事業実施年度を1年遅らせたことから、工事年度が令和6年度から令和7年度になったため。	
政策2-2	2-2-3	児童生徒数・学級数増加対策事業	①住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ②児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ③新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ④児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備 (工事完成:宮前平中)	④児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備 (工事着手:宮前平中、工事完成:坂戸小)	④宮前平中については、入札不調のため、工事が令和5、6年度から令和6、7年度へと変更となったため。また、坂戸小については、工事着手後に校門前の歩道下に水路構造物が埋設されていることが判明し、その対応に時間を要したことから、工期延長となり、工事が令和4、5年度から令和4、5、6年度へと変更となったため。	
政策2-3	2-3-1	地域の寺子屋事業	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 ②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保 ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 ④外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施	④地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等の推進【変更(令和5年度)】	外国につながる児童生徒の増加に伴い、日本語学習の支援を必要とする子どもが増えており、他事業と連携しながら地域ぐるみによる学習支援等の体制づくりを進めていく必要があるため。	
政策2-3	2-3-2	生涯学習施設の環境整備事業	①身近な地域における活動の場としての学校施設(校庭、体育館、特別教室等)の更なる活用の推進 ②老朽化した社会教育施設等の環境整備 ③教育文化会館の労働会館との再編整備の推進 ④宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組 ⑤市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築	①地域ぐるみで子どもの育ちを支える仕組みづくりに向けた、学校施設(校庭、体育館、特別教室等)の更なる有効活用の推進【変更(令和5年度)】	みんなの校庭プロジェクト(校庭開放)やKawasaki教室シェアリング(施設開放)により、学校に関わる地域人材(関係人口)を増やし、令和5、6年度に、放課後等の時間を活用した多様な体験・経験ができる仕掛け(環境)づくりに取り組むこと(100周年事業)で、学校を地域の核として、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるしくみづくりを進めていくため。	
政策3-1	3-1-1	地球温暖化対策事業	①「地球温暖化対策推進基本計画・実施計画」に基づく取組の推進 ②市民、事業者等と協働した、脱炭素アクションみそのちを活用した行動変容の促進 ③地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ④CC川崎エコ会議を活用した脱炭素化促進体制の構築及び脱炭素化に向けた取組の推進(CO川崎エコ会議会員数:全116団体以上) ⑤かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施(来場者数:13,000人以上) ⑥「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく新たな制度の活用による事業者の脱炭素化の促進、中小規模事業者向け省エネ診断の実施 ⑦優れた環境技術・製品等を認定・認証する低CO2川崎ブランド制度等の見直し結果を踏まえた制度の運用(川崎CNブランド認定件数:全134件以上) ⑧「地球温暖化対策推進法」に基づく地域脱炭素化促進区域における取組の推進 ⑨「地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)」に基づく脱炭素先行地域づくりの取組推進	⑦優れた環境技術・製品等を認定・認証する川崎CNブランド制度等の運用(川崎CNブランド認定件数(低CO2川崎ブランド認定件数含む):全134件以上)【変更(令和5年度)】	⑦制度の見直しによる名称の変更	
政策3-1	3-1-1	環境エネルギー推進事業	①市民・事業者向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進(スマートハウス補助金の継続実施、中小規模事業者等省エネ機器導入支援の継続実施、市民・事業者の行動変容につながる新たな仕組みの構築・運用、再エネ導入相談機能の充実、再エネ義務制度の検討結果を踏まえた取組の推進) ②公共建築物内照明LED化の推進に向けた取組の実施(全350施設以上) ③公共施設への再生可能エネルギー電力導入の推進(再生可能エネルギー電力導入の推進に向けた取組の実施、太陽光発電設備の導入、導入拡大に向けた追加調査の実施) ④地域エネルギー会社の活用による地域の再生可能エネルギー普及拡大に向けた取組の推進 ⑤公共施設における環境配慮の徹底(新たな「市建築物における環境配慮標準」の運用)	①の「スマートハウス補助金の継続実施」は、「再エネ普及・地産地消に向けた太陽光発電設備等の補助金」に変更 ①の「再エネ義務制度の検討結果を踏まえた取組の推進」は、「建築物太陽光発電設備等総合促進事業の推進」に変更	スマートハウス補助金については、現行制度を廃止し、再エネの地産地消などを目的とした新たな補助制度を創設したため。 再エネ義務制度については、条例改正により太陽光発電設備等総合促進事業を創設したため。	
政策3-1	3-1-1	国際連携・研究推進事業	①二国間クレジット制度(JCM)やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援、及び市内企業の海外展開支援 ②インドネシア共和国バンドン市との都市間連携の実施	③海外の先進事例の情報収集【新規(令和5年度)】	③脱炭素等に関連した海外の先進事例の情報収集による施策への活用に向け、令和4年度から新たな取組を実施したため。	
政策3-2	3-2-1	環境常時監視事業	①大気汚染防止法に基づくPM2.5、ベンゼン等の常時監視の実施 ②富士見公園自動車排出ガス測定局の移設 ③水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質の常時監視の実施 ④ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気、水質、底質及び土壌の常時監視の実施 ⑤放射能関連施設周辺等の環境放射能に係るモニタリング調査の実施(調査回数:年12回以上)	⑥大師一般環境大気測定局の移設【変更(令和5年度完了目標としていた取組)】 ⑦川崎一般環境大気測定局の移設【新規(令和6年度)】	⑥川崎区役所機能再編実施時期の変更に伴い、局舎移設時期を令和5年度から令和6年度に延期したため。 ⑦庁舎移転に伴い、川崎一般環境大気測定局を第4庁舎から第3庁舎へ移設する必要が生じたため。	
政策3-2	3-2-2	廃棄物処理施設基幹的整備事業	①浮島処理センター基幹的施設整備事業の実施 ②王禅寺処理センター基幹的施設整備事業の推進	③浮島1期廃棄物物理処分場基幹的施設整備事業の推進【新規(令和6年度)】	令和7年度の整備計画作成に先立ち、埋立処分施設の現状把握を目的とした機能検査を実施する必要があるため。	

2 当初計画から令和6年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業					
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和6年度の取組内容	計画上の変更箇所	
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由
政策3-2	3-2-2	廃棄物処理施設建設事業	①橋処理センター整備事業における施設の継続稼働 ②堤根処理センター整備事業における解体撤去工事発注仕様書作成等の契約事務等 ③堤根処理センター整備事業における環境影響評価手続きの実施 ④入江崎クリーンセンター整備事業における建設工事着手 ⑤廃棄物処理施設整備事業の推進に向けた整備手法に係る検討	①橋処理センター整備事業における環境影響評価事後調査の実施【変更(令和6年度)】	①橋処理センター建設工事の工期延期に伴う変更
政策3-3	3-3-1	都市緑化推進事業	①地域緑化推進地区の認定(新規認定地区:2地区)・支援(花苗等支援) ②地域特性を踏まえた効果的かつ継続的な支援内容等の検討結果を踏まえた、花と緑に囲まれたらうおいある街づくりに資する支援の実施 ③かわさき臨海のもりづくり区域(東扇島地区)における沿道への植栽帯整備の推進 ④緑化推進重点地区(新百合丘地区、川崎駅周辺地区、小杉地区)の改定計画に基づく緑化の推進 ⑤その他緑化推進重点地区(5地区)の現況や動向、検証作業を踏まえた取組の推進 ⑥緑化助成制度に基づく支援の実施 ⑦緑化助成制度における身近な緑化推進に関する効果的な支援内容の充実に向けた検討の結果に基づく制度の運用 ⑧まちの樹の保存に向けた支援の実施 ⑨まちの樹の制度のあり方の検討の結果に基づく制度の運用	⑦緑化助成制度における身近な緑化推進に関する効果的な支援内容の充実に向けた検討 ⑨まちの樹の制度のあり方の検討	他都市動向の分析や、全国都市緑化かわさきフェア開催を踏まえ、現在行っている緑の質を向上させる仕組みの構築の検討と併せて、制度のあり方の検討を進めていく必要があるため。
政策3-3	3-3-1	グリーンコミュニティ形成事業	①見直しに基づくボランティア支援の推進 ②管理運営協議会等の設立支援と活動支援 ③緑化フェアにおける取組の推進 ④プログラムを活用した多様な主体との協働の取組	①既存制度の見直しに向けた調整・告知	既存制度の見直しに向け、各区道路公園センターとの調整や、管理運営協議会・愛護会等約1,000団体への説明や周知に、時間を要するため。
政策3-3	3-3-1	緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	①川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議の実施 ②開発事業等において設置される公園・緑地等に関する協議の実施 ③多摩川風致地区内及び等々力緑地等の都市計画施設内の建築物等の規制に関する許認可の実施 ④緑化基金協力金の還元事業として、対象事業区域周辺の既存公園の整備の実施 ⑤緑化指針に基づく取組の推進	⑤緑化指針に基づく取組の推進(緑化指針の改正に向けた検討)	「川崎市緑化指針」は、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政が住宅地・事業所・公共施設などの設置に伴う緑の保全・創出・育成に必要となる具体的な技術的なガイドラインとして位置づけられています。第3期実施計画では、令和3年度に「技術指導」に係る部分の改正、令和5年度に「緑化指針」の改正を予定しており、令和3年度に「技術指導」の改正を行いました。「緑化指針」の改正については、「緑の基本計画」に基づくところが大きいことから、令和9年度に予定している「緑の基本計画」の改定に合わせて行い、令和6年度は、改定を見据えた「緑化方針」の課題の精査等を行います。
政策3-3	3-3-2	生田緑地整備事業	①「生田緑地ビジョン」に基づく取組の推進 ②「生田緑地整備の考え方」に基づく取組の推進 ③「東生田2丁目地区の基本方針」に基づく取組の推進 ④ばら苑管理運営整備方針に基づく取組の推進 ⑤緑化フェアと連携した取組の完了 ⑥植生管理計画に基づく取組の推進 ⑦適正な植生管理に向けたその他地区における植生管理、管理方針の策定及び既存方針の見直し ⑧民間活力導入による管理運営の推進	⑥植生管理計画の見直しなど中長期的な取組の推進	ナラ枯れ被害の拡大により生田緑地全体の植生管理計画の見直しが必要になったことに伴い、中長期的な視点での取組を推進するため
政策3-3	3-3-2	魅力的な公園整備事業	①民間活力導入などによる公園の再整備の推進、福田公園再整備に向けた整備設計 ②若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備における対象公園拡大に向けた取組 ③エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進の検討 ④エントランスや園路などバリアフリー化に向けた整備の実施 ⑤身近な公園の整備の実施(西長沢公園整備工事) ⑥防犯機能を有する施設管理用カメラの適切な管理 ⑦施設管理用カメラの新たな設置手法の実施	①民間活力導入などによる公園の再整備の推進、福田公園再整備に向けた基本計画案の策定	福田公園の再整備にあたっては、公園の将来像について地元と丁寧に調整し、必要な機能に関する合意形成を図ることが重要であり、これらを踏まえた計画の検討(民間活力の導入を含む)を設計着手前に実施することが、より良い公園整備に向けて必要であると判断したため。
政策3-3	3-3-2	夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	①東側広場工事、園路整備工事、動物展示施設改修工事の実施 ②更なる魅力向上のための動物展示飼育施設の検討 ③サポーター制度の取組推進 ④動物園まつりやゆめみ車マルシェなどの賑わい創出に向けたイベントの実施。 ⑤動物公園全体の特色を活かしたプログラム・イベントの実施 ⑥民間活力導入に向けた検討(事業者公募) ⑦新たな財源確保に向けた検討 ⑧展示や飼育環境の改善に向けた取組の推進 ⑨緑化フェアと連携した取組の推進(事業完了)	①利用者利便施設工事、東側広場整備工事、園路整備工事の実施【変更(令和6年度)】 ⑥(事業者公募)を削除【変更(令和6年度完了目標としての取組)】	①利用者利便施設工事について、令和4年度より魅力的な施設とするための協議を庁内の関係局等と行い、令和5年度着工、令和6年度秋のかわさきフェア開催までに完成予定となりました。動物展示施設改修工事は令和5年度に完了しました。 ⑥平成30年3月に策定した「夢見ヶ崎動物公園基本計画」に基づき取組を進めてきましたが、基本計画策定後、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会変容や、民間事業者等による多様な利活用ニーズの高まりなど、社会環境に大きな変化が見られたことから、基本計画が掲げた将来像等を基に、新たなニーズ等を加えた具体的な施設整備や、持続的な園運営の仕組みについて「再整備計画」として令和7年度に策定することとし、事業者公募について後年度に延伸するものです。
政策3-3	3-3-3	緑地保全管理事業	①特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進(緑地保全カルテ更新に向けた緑地の現況調査) ②特別緑地保全地区における買入れ申出に伴う土地の取得 ③斜面地の安全対策等の整備(多摩特別緑地保全地区) ④企業や教育機関等の参加による保全活動の実施 ⑤市民利用のための施設整備(栗木山王山特別緑地保全地区の整備) ⑥保全活動団体における樹林地管理の方針に基づく整備及び管理 ⑦保全緑地の樹木等の維持管理 ⑧対象保全緑地の拡大に向けた取組 ⑨保全緑地の持続可能な運営に向けた取組の推進	③斜面地の安全対策等の整備(生田横戸特別緑地保全地区)	生田横戸特別緑地保全地区においては調査結果により斜面地対策の対象範囲が拡大し、次年度も引き続き工事を行う必要が生じたため。 また当初実施予定であった多摩特別緑地保全地区については地区外の一体となった斜面地についても対策が必要な可能性があり、継続した調査が必要であるため、除外。
政策3-3	3-3-3	協働による里山管理事業	①黒川海道特別緑地保全地区の植生管理等取組の実施 ②黒川伏越特別緑地保全地区の植生管理等取組の実施 ③体験学習、里山の利活用イベントの支援 ④里山保全活動イベントの実施 ⑤黒川地区の特色を活かしたプログラムの実施 ⑥緑地の保全・活用における保全管理計画に基づく取組の推進 ⑦保全活動団体の支援における取組の情報発信 ⑧保全活動団体の支援における担い手不足の解決に向けた取組の実施 ⑨「かわさき里山コラボ」事業の推進(8か所以上) ⑩大学連携による新たな緑地の保全・活用の推進 ⑪「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催 ⑫多摩・三浦丘陵の魅力を発信するイベントの開催 ⑬広域連携プラットフォームの形成による取組の推進 ⑭緑化フェアとの連携による情報発信	⑤黒川地区の特色を活かしたプログラムの検討・試行実施	黒川地区協議会・専門部会の組織改編に伴い、十分な検討が出来なかったため。

2 当初計画から令和6年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業					
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和6年度の取組内容	計画上の変更箇所	
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由
政策4-1	4-1-2	商業力強化事業	①意欲ある事業者の発掘・育成等の支援(開業希望者の育成支援 10件以上) ②事業者のデジタル化等への支援 ③事業者・商業団体等のネットワークづくり ④Buyかわさきフェスティバルの実施を通じた市内製品の販売促進・消費拡大 ⑤市内公衆浴場の経営安定等の支援	④Buyかわさきフェティバルの終了【変更(令和6年度)】	④川崎の「いいもの」を広めるにあたり、今後は「かわさき名産品」事業で認定された商品について、財源・時間等の費用対効果を踏まえ、民間企業等と連携して、認知度向上・販路拡大を図るため
政策4-2	4-2-4	スマートシティ推進事業	①スマートシティプロジェクトの企画・推進 ②公共施設でのエネルギー平準化等の実証 ③川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業の推進・検証	②「公共施設でのエネルギー平準化等の実証」を「エネルギー最適化に向けた調査・検討」へ変更。	地域エネルギー会社の設立など踏まえ、エネルギー最適化の取組については、民間施設も含め、事業者などと連携した取組に係る調査・検討を行うため、変更します。
政策4-3	4-3-2	労働会館の管理運営事業	①民間事業者等を活用した効果的な管理・運営の実施 ②教育文化会館との再編整備・複合化に向けた工事の完了・供用開始 ・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理手法の検討 ③計画的な施設補修等の建物の維持管理	②教育文化会館との再編整備・複合化に向けた工事の実施	令和5年3月に労働会館改修工事(建築)の入札を行った結果、入札不調となり、同年11月に再入札を行ったことから、工事の完了・供用開始が遅延するため。
政策4-4	4-4-1	国際戦略拠点活性化推進事業	①新たな国の支援策の獲得や活用の取組の推進 ②域内外への産業波及に向けたマッチング事業や研究会等の検討・実施(累計マッチング件数:110件) ③域内外への産業波及に向けた海外クラスターとの交流の実施 ④多摩川スカイブリッジ開通を契機とした羽田エリアとの産業連携の強化と取組の推進 ⑤エリアマネジメント組織の円滑な運営 ⑥域内の交流連携等の事業の実施 ⑦キングスカイフロントの価値向上に向けた情報発信 ⑧キングスカイフロントの利便性向上に向けたサポート機能の導入の推進 ⑨ベンチャー企業を含む研究機関等の誘致 ⑩事業者と連携したインキュベーション事業の推進及び周辺地域への立地促進 ⑪シェアラボ等、最先端の研究者を継続的に呼び込む取組の推進(インキュベーション施設累計入居企業数:28社以上) ⑫憩い交流機能の導入など拠点整備の推進	⑫電線類地中化や憩い交流機能の導入など拠点整備の推進、電線地中化の完了【変更(令和5年度完了目標としていた取組)】	⑫電線類地中化に向けた電線共同溝本体管路工事について、R4年度の入札不調により、着手がR5年度になったことから、R6年度は電線類地中化の推進を継続実施し、完了することとしました。
政策4-4	4-4-1	サポートエリア整備推進事業	①大師橋駅駅前交通広場の完成、供用開始 ②土地利用計画の進行管理・事業推進、基盤整備に向けた取組の推進 ③Park-PFI事業(池上新町南緑道)の継続に向けた取組の推進 ④幹線道路における路上駐停車対策の取組の推進 ⑤本格的な土地地用に向けた取組の推進、導入機能に関する協議・調整	①大師橋駅駅前交通広場整備に向けた工事の推進【変更(令和6年度完了目標としていた取組)】	①京浜急行大師線連続立体交差事業の作業ヤード引渡しの遅延により、完成年度が遅れる見込みとなったため
政策4-4	4-4-2	臨港道路東扇島水江町線整備事業	④臨港道路東扇島水江町線の維持管理、財政確保の取組の推進	①国等関係機関との協議・調整 ②臨港道路東扇島水江町線整備の促進 ③東扇島臨港道路改良の推進 ④臨港道路東扇島水江町線の維持管理に向けた維持管理方法の検討、財源確保の取組の推進	国の事業再評価で事業期間が延長されたため。
政策4-4	4-4-2	川崎港海底トンネル改修事業	①本体改良における防食対策の推進 ②人道・共同溝の液状化対策の推進 ③照明改修の推進 ④本体改良における維持補修の推進 ⑤排水ポンプ改修の推進 ⑥付帯設備改修における維持補修の推進 ⑦海底トンネルの法定点検実施	①本体改良における防食対策の推進【廃止(令和6年度)】	過年度に設置した有識者委員会等の有識者意見も踏まえ、防食の必要性を再検討した結果、早急な対応は不要となったため。
政策4-4	4-4-2	小型船溜まり整備事業	①維持管理	①防波堤の工事の推進【変更(令和5年度に完了目標としていた取組)】 ②付帯施設の改修【変更(令和5年度に完了目標としていた取組)】	①事前想定と実際の地盤条件に相違があり追加対策必要となったため、追加の地盤調査を実施し、鋼管杭を伸ばすように設計変更したことに伴い完成時期を令和6年度に変更したため。 ②保留実験を実施する中で、基地利用者から出された新たな課題に対応する必要が生じたため。
政策4-4	4-4-3	港湾緑地整備事業	①川崎港緑化基本計画に基づく港湾緑地の設計(旧塩浜物揚場)	①川崎港緑化基本計画に基づく港湾緑地整備に向けた調整(旧塩浜物揚場)【変更(令和6年度)】 ②川崎港緑化基本計画に基づく港湾緑地整備に向けた調整(水江町緑地)【変更(令和5年度に完了目標としていた取組)】	①有識者からの指摘等を踏まえ、整備スケジュールの見直しを行ったため。 ②臨港道路東扇島水江町線の事業期間が延長されたことに伴い、水江町緑地の整備スケジュールの見直しを行ったため。
政策4-5	4-5-2	鷺沼駅周辺まちづくり推進事業	①鷺沼駅地区市街地再開発事業の工事着手 ②東急との包括連携協定に基づく駅周辺の魅力の増進に向けた取組の推進 ③鷺沼駅周辺地区の民間開発の誘導	①鷺沼駅前地区市街地再開発事業の再開発組合設立	①準備組合において、物価等の変動などを踏まえた事業計画等を調整する必要が生じ、組合設立認可申請が令和6年度中の見込みとなったため
政策4-5	4-5-2	登戸土地区画整理事業	①集団移転の推進(宅地使用開始面積95%)とあわせ、都市計画道路・駅前広場等の基盤整備の推進 ②換地計画策定手続の推進及び清算手続に向けた周知の実施 ③都市計画変更等によるまちづくりの誘導	①宅地使用開始面積95%の目標とあわせ、都市計画道路・駅前広場等の基盤整備の推進	集団移転が順調に進み、当初の予定より早いR5年度にすべての移転補償交渉が完了したため。
政策4-5	4-5-2	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業	①向ヶ丘遊園駅南側まちづくり方針の検討 ②向ヶ丘遊園駅北地区の工事着手等の民間事業の誘導・支援 ③登戸駅前地区共同化の都市計画手続や事業化に向けた協議・調整 ④登戸2号線等における本格実施に向けた取組の検討など、公共空間の有効活用による賑わいの創出等に向けた取組の推進 ⑤取組の方向性の取りまとめなど、多摩川や生田緑地等の関連事業と連携したまちづくりの推進	②向ヶ丘遊園駅北地区の民間事業の誘導・支援 ③登戸駅前地区共同化の事業化に向けた協議・調整	②R5年に工事着手済でR7年度の竣工に向けて事業を推進している状況であるため。 ③R5年に都市計画決定済のため。
政策4-6	4-6-1	都市施設の計画管理等事業	①事業未着手の都市計画道路の路線測量の実施(その他路線の継続実施1km以上) ②土地所有者の申請に応じた都市計画道路概略予定線の測量査定業務の実施 ③都市計画法に基づく都市計画道路内の建築許認可業務の実施	①事業未着手の都市計画道路の路線測量の実施(池田浅田線0.7km以上)	路線測量実施箇所の優先順位検討の結果による。
政策4-6	4-6-1	優良建築物等整備事業	①戸手4丁目北地区の工事着手 ②優良建築物等整備事業の新規地区・相談地区の協議・調整	①戸手4丁目北地区の事業調整	戸手4丁目北地区については、令和3年度に国や地権者との協議調整を行う中で、国が高規格堤防整備事業の施工計画等について改めて再検討を行ったことから、国の高規格堤防整備事業にあわせて、令和7年度に工事に着手することとしました。
政策4-7	4-7-1	総合交通計画調査事業	①社会環境の変化や交通関係調査等を踏まえた総合都市交通計画の全体見直し ②第6回東京都都市圏物資流動調査の補完調査	①社会環境の変化や交通関係調査等を踏まえた計画の全体見直しに向けた検討	計画の全体見直しについて、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類への類型変更や道路交通法の法改正など交通を取り巻く社会環境の変化や運用面での課題等を的確に把握した上で、計画の見直しを行う必要があることから、庁内検討会議における関係部署との調整や外部の検討会議における意見聴取を踏まえて、全体見直しのスケジュールを令和7年度に見直しを行いました。

2 当初計画から令和6年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業						
政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和6年度の取組内容	計画上の変更箇所		
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由	
政策4-7	4-7-2	都市計画道路網調査事業	「都市計画道路網の見直し方針」を踏まえた取組の推進 ①なし(令和5年度に手続き予定であったもの) ②南幸町渡田線変更の都市計画手続に向けた道路改良工事の進捗を踏まえた取組の推進 ③中瀬線廃止の都市計画手続に向けた取組の推進 ④バスベイ設置や交差点改良に向けた検討・調整・整備の実施 ⑤向丘出張所バス停に関する調整	①野川柿生線変更の都市計画手続	野川柿生線変更の都市計画手続きに向けた関係者調整による都市計画手続時期の見直しのため	
政策4-7	4-7-2	渋滞対策事業	①なし ②関係機関との協議調整及び協議結果を踏まえた第4次緊急渋滞対策の推進 ③緊急渋滞対策実施箇所の効果検証	①第3次緊急渋滞対策の完了	ガス橋交差点については、県道大田神奈川への右折帯設置のためにガス橋平間歩道橋の撤去が必要となりますが、歩道橋撤去後の安全対策について、交通管理者との協議に不測の日数を要したことから、対策工事の完了まで至りませんでした。現在は、交通管理者との協議が整ったことから、12月に撤去工事に着手しており、令和6年度に対策工事を完了する予定です。	
政策4-7	4-7-2	京浜急行大師線連続立体交差事業	①なし ②2期②区間(東門前駅～川崎大師駅 鈴木町すりつけ)の事業推進(検討結果及び事業再評価に基づく取組の推進) ③なし	①1期①区間(小島新田駅～東門前駅)の事業推進(工事完成) ③1期②区間の取組に併せた都市計画変更に向けた取組の推進	1期①区間の非常用発電機の納期長期化の影響などにより、工期を1年間延伸し、令和5年度から令和6年度に変更にしたため。また、2期区間の都市計画変更は、②区間の都市計画変更と併せて実施する予定であるため。	
政策4-7	4-7-2	JR南武線連続立体交差事業	①連続立体交差事業の事業化に向けた取組の実施(用地買収等の事業推進) ②踏切の暫定対策の検討(鉄道事業者と連携した踏切遮断時間の短縮等に向けた取組等の推進)、(関係機関と連携した踏切の安全利用促進に向けた啓発活動等の実施) ③関連して整備する都市計画道路事業の事業化に向けた取組の実施(関連事業と連携した取組の推進)、(用地買収等の事業推進)	①連続立体交差事業の事業化に向けた取組の実施(都市計画手続等の推進)、(用地買収等の事業推進) ③関連して整備する都市計画道路事業の事業化に向けた取組の実施(関連事業と連携した取組の推進)、(都市計画手続等の推進)、(用地買収等の事業推進)	都市計画手続きにおける国土交通大臣同意事前協議の際に、国からの助言を受け、再調整が必要となったため、令和5年度末時点での都市計画決定は難しく、令和6年度も引き続き、都市計画手続を行うため。	
政策4-7	4-7-3	地域公共交通推進事業	①地域公共交通計画に基づく取組の計画の見直しに向けた検討 ②地域公共交通活性化協議会での協議を踏まえた取組の推進 ③路線の効率化等に向けたバス事業者等との協議・調整 ④基盤整備等を踏まえた新規路線・見直しの検討 ⑤新規路線・路線見直し(大師橋駅) ⑥快適で利用しやすい輸送環境整備に向けた取組の推進	⑤新規路線・路線見直し(大師橋駅):削除 ⑤路線バスの利用実態調査結果の継続分析:追加	削除理由:京浜急行大師線連続立体交差事業の作業ヤード引渡しの遅延により、大師橋駅駅前広場の整備完了年度が遅れる見込みとなったため 追加理由:バス事業者等との調整のため、開発した分析システムを用いて路線バスの利用実態調査結果の分析を継続して行うため	
政策4-7	4-7-3	駐車施設整備推進事業	①駐車場法及び条例等に基づく路外駐車場や附置義務駐車場の設置に関する協議・指導 ②川崎駅東口地区駐車対策推進計画に基づく取組の推進及び進行管理 ③路上荷さばき等の地区課題に関する取組の推進 ④隔地駐車場に係る新たな規定の活用、周知及び広報 ⑤交通を阻害する駐停車抑制に向けた普及啓発及び地域と連携した取組の推進	④隔地駐車場の規定の見直し	駐車施設の原単位に係る見直しについては、令和5年度に交通関係調査等のデータを活用しながら行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う交通関係調査の集計分析結果の公表状況等を踏まえ、関係データを取得できる令和6年度に見直した。これに伴い、隔地駐車場に係る規定について、令和5年度は外部有識者会議における意見聴取を踏まえ、見直しの検討を引き続き行うこととしたことから、原単位の見直しと合わせて令和6年度に規定の見直しを行うこととしたため。	
政策4-7	4-7-4	市バス運輸安全管理推進事業	①輸送安全委員会の開催(4回) ②事故の発生状況に基づく重点的対策の実施 ③交通安全・バリアフリー教室の開催 ④運行管理者研修の実施 ⑤指定交差点及び指定停留所での経路誤り防止対策の実施及び発生傾向を踏まえた対策の検討及び街頭指導の実施	⑤「指定交差点及び指定停留所」を「主要交差点」に変更【変更(令和5年度)】	指定交差点を問わず経路誤りが発生しているため	
政策4-7	4-7-4	市バス安全教育推進事業	①営業所研修(全運転手)の実施(事故防止研修、交通安全研修、非常用具・車椅子等取扱講習、グループワーク研修) ②運転手のキャリアに応じた採用年数別研修の実施 ③エコドライブ指導者研修への派遣 ④実車を用いた実技研修の実施(6回)	③「エコドライブ指導者研修への派遣」を「エコドライブ関係研修への参加」に変更【変更(令和5年度)】	「エコドライブ指導者研修」は、滋賀県米原市までの交通費が必要であるとともに参加人数も2名程度であるが、他の研修で東京都羽村市で実施され参加人数も12名程度ものがあり、安価かつ多くの職員参加させられるため(どちらも講習は無料)	
政策5-1	5-1-1	多様な主体による協働・連携推進事業	①「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の検証を踏まえた取組の推進 ②地域人材の担い手拡充に向けたプロボノワーカーと市民活動団体等とのマッチング事業の実施 ③協働・連携ポータルサイト「つなぐっどKAWASAKI」を活用した支援の実施(サイトアクセス件数:30,000件以上) ④企業、大学、他自治体など多様な主体との協働・連携の取組	③「つなぐっどKAWASAKI」を活用した支援の実施【変更(令和6年度)】	独自のポータルサイトとしては運用を終了し(令和5年12月末)、民間SNS(Facebook)への運用に一括化したため	
政策5-1	5-1-1	都市政策研究事業	①学識経験者等による研究会の開催および学会への参加 ②職員の研究チームによる政策課題の研究 ③本市の政策課題に関連した政策情報誌の発行	②職員および企業参加者による政策課題の研究	事業の見直しを行い、職員と企業がともに学ぶ場として実施することとなったため	
政策5-1	5-1-1	SDGs未来都市推進事業	①川崎市SDGs登録・認証制度の申請様式の改善など手続の利便性向上に向けた検討と取組の推進 ②情報提供やセミナー開催などによるSDGsに取り組む事業者の支援 ③事業者のネットワーク化の支援に向けた取組事例の共有やマッチング支援などの実施 ④ポータルサイトや分科会の立ち上げなど事業者間連携の促進	⑤「庁内SDGs取組の進め方」の運用などによる庁内SDGsの推進【新規(令和6年度)】	⑤SDGs達成に向けた取組の必要性が増しており、庁内でのSDGs取組をさらに加速するため。	
政策5-1	5-1-2	公文書館運営事業	①公文書や歴史的公文書等の適正な管理と情報提供 ②古文書講座や歴史講座などの開催、ホームページによる広報と啓発 ③公文書館施設・設備の維持補修など適切な管理 ④川崎市史市制100周年記念版の制作に向けた検討・調整	④川崎市史市制100周年記念版の制作【新規(令和6年度)】	川崎市史市制100周年記念版の制作を開始していたため	
政策5-1	5-1-3	区役所改革推進事業	①「区役所改革の基本方針」に基づく取組の推進 ・「基本方針」の改定に向けた検討 ・区民会議に替わる新しい参加の場としての「地域デザイン会議」の本格実施 ・地域をコーディネートできる職員の育成に向けた研修の実施 ③「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」に基づく、区役所、支所、出張所等を取り巻く状況の変化を踏まえた取組の推進 ・「実施方針改定版」の改定に向けた検討 ・「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進 ・証明書発行体制のあり方の検討 ・行政手続のオンライン化、デジタル化を踏まえた「実施方針改定版」の改定に向けた検討	②「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づく機能再編の推進 ・支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化(機能再編)【変更(令和5年度完了目標としていた取組)】	新本庁舎新築工事の工期延長の影響によるため。	
政策5-1	5-1-3	区役所サービス向上事業	①市民の声を踏まえた区役所サービス向上の取組の推進 ・区役所サービス向上指針評価・研修の実施 ・第2・4土曜日の区役所窓口開設の実施 ・混雑期の臨時窓口開設の実施	おくやみコーナーの設置に向けた検討、7区役所での開設【新規(令和5年度)】	高齢化の進行による死亡者数の増加や遺族も高齢者であることから、遺族の負担軽減等を目的に、新たにおくやみコーナーを設置するため。	
政策5-1	5-1-3	区役所等庁舎整備推進事業	①機能維持(災害対策を含む)やサービス向上に向けた、区役所等庁舎の適切な改修・補修の実施 ③「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」に基づく取組の推進 ④新宮前区役所新庁舎基本設計・実施設計及び基本計画の策定等、移転・整備に向けた取組の推進 ⑤「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進	②川崎区役所レイアウト変更【変更(令和5年度完了目標としていた取組)】 ④新宮前区役所に関する基本的な考え方の検討・策定【変更(令和4年度完了目標としていた取組)】	②新庁舎の完成が延期となり、レイアウト変更に伴う移転が遅れ、工期に変更が生じたため。 ④事業全体のスケジュールを変更したため。	

2 当初計画から令和6年度の取組内容・スケジュールに変更のある事務事業

政策	施策	事務事業	第3期実施計画に記載されている 令和6年度の取組内容	計画上的変更箇所	
				変更箇所 (左記計画上の記載に対する変更箇所)	変更の理由
政策5-2	5-2-1	子どもの権利 施策推進事業	①「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した広報・意識普及の促進 ②さまざまな世代に向けた広報資料による意識普及の促進 ③「第7次子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進	④「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施【変更（令和6年度）】	調査結果を行動計画に効果的に活用することができるよう、調査実施年度を1年間前倒しにしたため。